

第 67 回全日本障害馬術大会 2015 Part II 大会案内

【正式な実施要項については日本馬術連盟ウェブサイトにて別途発表予定】

平成 27 年 1 月 23 日付発表

1. 期日 平成 27 年 9 月 10 日（木）～ 13 日（日）
2. 会場 三木ホースランドパーク 屋外競技馬場（※ダービー競技：緑の広場 グラスアリーナ）
兵庫県三木市別所町高木

3. 競技種目および日程

第 1 日目（9 月 10 日）※「緑の広場 グラスアリーナ」におけるフレンドシップ競技は行わない
フレンドシップ競技

I H 120cm 以下

II H 110cm 以下

第 2 日目（9 月 11 日）※中障害競技：スピードアンドハンディネス競技

第 1 競技 中障害飛越競技 D（スピードアンドハンディネス）

基準 C 239 条 263 条

H105cm 以下 W130cm 以内 15 障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第 2 競技 中障害飛越競技 C（スピードアンドハンディネス）

基準 C 239 条 263 条

H115cm 以下 W140cm 以内 15 障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第 3 競技 内国産障害飛越競技（予選）

基準 A 238 条 2.1（ジャンプオフは行わない）

H130cm 以下 W150cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第 3 日目（9 月 12 日）※中障害競技：標準競技

第 4 競技 中障害飛越競技 D（標準）

基準 A 238 条 2.1（ジャンプオフは行わない）

H110cm 以下 W130cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第 5 競技 中障害飛越競技 C（標準）

基準 A 238 条 2.1（ジャンプオフは行わない）

H120cm 以下 W140cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第 6 競技 ダービー競技（予選）

基準 A 238 条 2.1（ジャンプオフは行わない）

H110cm 以下 W130cm 以内 分速 375m 18 障害以下

（水濠・バンケットを含む）

距離 約 1,200m

第 4 日目（9 月 13 日）

第 7 競技 ダービー競技（決勝）

基準 A 238 条 2.2（ジャンプオフは基準 A で行う）

H110cm 以下 W140cm 以内 分速 375m 18 障害以下

（水濠・バンケットを含む）

距離 約 1,200m

第 8 競技 中障害飛越競技 D（決勝）

基準 A 238 条 2.2（ジャンプオフは基準 A で行う）

H110cm 以下 W130cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第 9 競技 中障害飛越競技 C（決勝）

基準 A 238 条 2.2（ジャンプオフは基準 A で行う）

H120cm 以下 W140cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第 10 競技 内国産障害飛越競技（決勝）

基準 A 238 条 2.2（ジャンプオフは基準 A で行う）

H130cm 以下 W150cm 以内 分速 350m 13 障害以下

【決勝競技 出場人馬決定方法】

- (1) 第 8 競技と第 9 競技の出場権については、スピードアンドハンディネス競技と標準競技における順位点の合計点の少ない**各上位 60%**（第 2 日目の第 1 競技、第 2 競技の出場数に基づく）の人馬が出場できる。ただし、いずれかの競技で失権もしくは棄権した人馬には順位点を与えず、決勝競技の出場権はない。
- (2) 順位点は、第 1 位を 1 点とした各順位をその人馬の順位点として配点し、スピードアンドハンディネス競技と標準競技の点数を出場人馬ごとに合計する。順位点が同点の場合は、スピードアンドハンディネス競技の成績上位の人馬を上位とする。
- (3) 第 7 競技および第 10 競技の出場権については、各予選競技を完走した人馬が各々の決勝競技に出場できる。

4. 参加資格

- (1) 選手は、申込時において日本馬術連盟の登録会員で、かつ日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上の取得者であること。
- (2) 日本馬術連盟が特に認めた者。
- (3) 馬匹は、申込時において日本馬術連盟の登録馬であること。
- (4) 日本馬術連盟の登録会員でない団体は、所属の名称として使用できない。

5. 参加条件

- (1) 以下に該当する選手が本大会の中障害 C または D 競技に参加する場合には、騎乗馬匹の年齢（申込締切日時点）を 7 歳以下に制限する。ただし、競走馬からの転用馬に関しては、競走馬の登録抹消日から 3 年以内であれば、馬匹の年齢が 8 歳以上でも参加することができる。なお、年齢の確認できない馬匹は、この特例を適用しない。
 - ① 前年度の全日本障害馬術大会 Part II 以降に実施された公認競技会または主催競技会において、大障害種目に出場した選手。
 - ② 前年度の全日本障害馬術大会 Part I で実施された大障害飛越競技以外のいずれかの種目（予選競技を含む）で 10 位以内に入った選手。
 - ③ 前年度の全日本障害馬術大会 Part II 以降にナショナルチームに認定されているもしくは認定されていた選手。
- (2) 選手の出場は、1 競技につき一選手 3 頭までとする。
- (3) 馬匹の出場は、同一競技につき 1 回限りとする。
- (4) 第 1 競技と第 4 競技と第 8 競技、第 2 競技と第 5 競技と第 9 競技、第 3 競技と第 10 競技、および第 6 競技と第 7 競技は各々同一人馬が出場しなければならない。
- (5) 中障害 C および D 競技について
 - ① **平成 27 年 7 月 26 日（日）**までの公認競技会における各グレードの乗馬ランキングポイント**上位 70 位**までの馬匹。
 - ② **71 位～140 位**を予備馬とする。ただし、欠員が生じた場合は順次繰り上げる。
 - ③ 第 39 回全日本ジュニア障害馬術大会 2015 のジュニア／チルドレンライダー選手権における、上位 3 位までの人馬（ジュニアライダー選手権：中障害 C／チルドレンライダー選手権：中障害 D）。
- (6) ダービー競技について
 - ① 出場頭数はおよそ 30 頭とする。
 - ② ポイント集計対象期間内の公認競技会の認定競技（グレードは問わない）において、人馬の組み合わせで完走した実績があること。
- (7) 内国産障害飛越競技について
 - ① 出場頭数はおよそ 30 頭とする。
 - ② 出場する馬匹は、日本馬術連盟乗馬登録で内国産馬として登録されていること。
 - ③ ポイント集計対象期間内の公認競技会の認定競技において、中障害 B 以上のグレードでの完走実績が 2 回以上ある人馬の組み合わせであること。
- (8) 本大会の参加頭数が 200 頭を超える場合については、中障害 C および D 競技におけるランキングポイントの下位の予備馬は参加申込を受付けない場合がある。